

平成20年3月17日

事業主各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

平成19年4月施行の法改正に伴う規約変更の認可について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、日頃より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の平成19年4月施行の法律改正に伴う基金規約の変更の概要につきましては、平成19年3月発行の「基金だより」No.154の誌面におきまして、「当局から認可され次第、事業主の皆様宛にご報告する。」旨掲載いたしましたところです。

このたび、当該規約変更の認可が下りましたので、新旧規約対照条文をご送付申し上げます。

なお、認可内容は、申請内容（基金だよりに記載した内容）と同じであることを申し添えます。

規約変更の主な概要は下記のとおりですが、詳細は、「基金だより」No.154の4頁～9頁をご覧ください。

記

1. 離婚時の厚生年金の分割について、代行部分をその対象とします。ただし、基金独自の加算部分は対象外です。
2. 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げについて、本人の申出により繰下げした場合は、66歳以降に増額して支給されます。
3. 受給権者の申出により、申出の翌月分から受給権を放棄された場合は、退職年金等（基本年金又は加算年金）を支給停止することができます。

※ 改定規約の全文、若しくは「基金だより」No.154の該当頁の写が必要な場合は、当基金事務局（03-5638-7811）までご連絡ください。

(新旧対照表)

新	旧
<p>(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 第47条第1項に規定する平均標準給与額及び同条第2項に規定する減額相当額の各々の算定の基礎となる報酬標準給与の月額については、前項の規定を準用するほか、法第26条の規定を適用するものとする。</p> <p>(基本年金額及び加算年金額)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われた場合であつて、この基金の加入員又は加入員であつた者が第1号改定者(法第78条の2に定める第1号改定者をいう。以下同じ。)に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であつた期間(当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、標準報酬改定請求(法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求をいう。以下同じ。)のあつた日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となつた加入員期間に限る。)について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象となる加入員期間の月数で除した額に1,000分の5.481(別表第11の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額(第48条第2項において「減額相当額」という。)を控除した額とする。</p> <p>3 受給権者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、前2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、同項の規定により計算した額に減額率(1,000分の5に、支給繰上げの請求日の属する月から65歳</p>	<p>(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 第47条第1項に規定する平均標準給与額の算定の基礎となる報酬標準給与の月額については、前項の規定を準用するほか、法第26条の規定を適用するものとする。</p> <p>(基本年金額及び加算年金額)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 受給権者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に減額率(1,000分の5に、支給繰上げの請求日の属する月から65歳(法附則第13条</p>

新	旧
<p>(法附則第13条の4の規定により支給繰上げの請求をした者にあつては法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>の4の規定により支給繰上げの請求をした者にあつては法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額を減じた額とする。</p>
<p><u>4 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者(当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であつた期間が1月以上である者に限る。)の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額(老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月(以下「受給権取得月」という。)の前月までの加入員であつた期間をその計算の基礎とするものに限る。)に次に定める平均支給率を乗じて得た額に、増額率(1,000分の7に受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日(以下「申出日」という。)の属する月の前月までの月数(当該月数が60を超えるときは60)を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額(以下「繰下げ加算額」という。)受給権取得月(受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月。以下本号において「基準月」という。)の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率(当該各月のうち、法第9条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)である老齢厚生年金の受給権者が法第46条第1項に規定する属する月にあつては第55条第4項の規定により支給停止することができる額を、第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額(受給権取得月の前月までの加入員であつた期間をその計算の基礎とするものに限る。)で除して得た率を1から控除して得た率とし、当該属する月でない月においては1とする。)を合算して得た率を基準月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率</u></p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>5 (略)</u></p>	<p>4 (略)</p>

新	旧
<p>6 (略)</p> <p>(端数処理)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。<u>ただし、減額相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)</p> <p>第53条の2 <u>この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が第1号改定者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額(当該受給権者が加入員である場合は、標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。)を基本年金額の計算の基礎とするものとし、標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。ただし、第1種退職年金の受給権者が前条第1項ただし書き又は前条第2項に該当する場合は、それぞれ同条各項に定める間の基本年金額を零とする。</u></p> <p>2 <u>この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。)を免れるものとする。</u></p> <p>(在職等による支給停止)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>被保険者である第1種退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者については、当該老齢厚生年金が法第46条第5項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額(法</u></p>	<p>(端数処理)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(支給停止)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>被保険者である第1種退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者については、当該老齢厚生年金が法第46条第4項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合(法第133条の2</u></p>

新	旧
<p><u>第133条の2第2項に規定する繰下げ加算額を除く。）につき支給を停止されている場合（法第133条の2第3項に該当する場合を除く。）は、基本年金額（第47条第4項第2号に規定する繰下げ加算額を除く。）に相当する額の支給を停止する。</u></p> <p>4 被保険者である第1種退職年金の受給者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については法附則第7条の6第2項において読み替えられた法第133条の2第3項を、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については法附則第13条の7第2項において読み替えられた法第133条の2第3項をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、基本年金額（<u>第47条第4項第2号に規定する繰下げ加算額を除く。以下この項において同じ。）に相当する額のうち、基本年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。</u></p> <p>(1) 加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額から法第133条の2第3項に規定する支給停止額を控除して得た額</p> <p>(2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p><u>第3項に該当する場合を除く。）は、基本年金額に相当する額の支給を停止する。</u></p> <p>4 被保険者である第1種退職年金の受給者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については法附則第7条の6第2項において読み替えられた法第133条の2第3項を、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については法附則第13条の7第2項において読み替えられた法第133条の2第3項をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額のうち、基本年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。</p> <p>(1) 加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額から法第133条の2第3項に規定する支給停止額を控除して得た額</p> <p>(2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
<p><u>(受給権者の申出による支給停止)</u></p> <p><u>第55条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による年金たる保険給付（ただし、老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の場合に限る。）の支給停止の申出をした場合であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、次の各号のうち当該受給権者が選択した年金額の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。</u></p> <p>(1) 基本年金額の全額</p>	

新	旧
<p><u>(2) 基本年金額の全額及び加算年金額のうち本人が申し出た全額</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)</u></p> <p><u>第55条の3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の請求をしないときは、第55条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。</u></p> <p><u>2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合はその旨をこの基金に申し出なければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを撤回する場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。</u></p> <p><u>5 第2項に規定する申出を老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。この場合において、当該期間に係る基本年金額について過誤払が生じたときは、当該者は当該過誤払された基本年金額をこの基金に対し返還するものとする。</u></p> <p><u>(第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)</u></p> <p><u>第57条の2 第53条の2の規定は、第2種退職年金の額について準用する。この場合において、第53条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(受給権者の申出による支給停止)</u></p>	

新	旧
<p><u>第59条の2 第55条の2の規定(同条各号の規定を除く。)</u>は、<u>第2種退職年金</u>について準用する。 <u>この場合において、第55条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と、「次の各号のうち当該受給権者が選択した年金額」とあるのは「その額のうち基本年金額に相当する部分」と読み替える。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)</u></p> <p><u>第59条の3 第55条の3の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第55条の3の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替える。</u></p> <p>(支給要件)</p> <p>第62条 遺族一時金(次項に規定する部分を除く。)は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。</p> <p>(1) 加入員が加入員期間15年未満で死亡したとき。</p> <p>(2) 加入員が加入員期間15年以上で加入員の資格を喪失(第39条第1号に該当する場合を除く。)し、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給開始前に死亡したとき。</p> <p>(3) <u>第1種退職年金の受給権者が、支給済期間(第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分を支給した期間(第55条の2の規定により第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止されていた期間を含む。)をいう。以下同じ。)15年未満で死亡したとき。</u></p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。</u></p> <p>エ (略)</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第62条 遺族一時金(次項に規定する部分を除く。)は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。</p> <p>(1) 加入員が加入員期間15年未満で死亡したとき。</p> <p>(2) 加入員が加入員期間15年以上で加入員の資格を喪失(第39条第1号に該当する場合を除く。)し、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給開始前に死亡したとき。</p> <p>(3) <u>第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後15年を経過する前に死亡したとき。</u></p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧																																								
<p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(給付現価負担金の受入れ)</u></p> <p><u>第79条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p><u>(厚生年金の離婚分割に伴う徴収金の政府への納付)</u></p> <p><u>第79条の3 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。</u></p> <p><u>別表第11の2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>代行部分に相当する生年月日別給付乗率表</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>昭和 2年4月1日以前に生まれた者</td><td>1000分の10.0</td></tr> <tr><td>昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.86</td></tr> <tr><td>昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.72</td></tr> <tr><td>昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.58</td></tr> <tr><td>昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.44</td></tr> <tr><td>昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.31</td></tr> <tr><td>昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の9.17</td></tr> <tr><td>昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.954</td></tr> <tr><td>昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.854</td></tr> <tr><td>昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.762</td></tr> <tr><td>昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.662</td></tr> <tr><td>昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.569</td></tr> <tr><td>昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.469</td></tr> <tr><td>昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の6.377</td></tr> <tr><td>昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.978</td></tr> <tr><td>昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.890</td></tr> <tr><td>昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.802</td></tr> <tr><td>昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.722</td></tr> <tr><td>昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.642</td></tr> <tr><td>昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者</td><td>1000分の5.562</td></tr> </tbody> </table> <p>日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（昭和50年3月31日認可）附則 （選択一時金の額） 第9条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 (1)前条第1項第1号に該当する者については、加入員期間及び一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ、別表第8に定める額。 (2)前条第1項第2号に該当する者については、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額並びに既に加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める額。</p>	昭和 2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0	昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86	昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72	昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58	昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44	昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31	昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17	昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954	昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569	昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469	昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377	昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978	昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890	昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802	昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722	昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642	昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562	<p>4 (略)</p> <p>日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（昭和50年3月31日認可）附則 （選択一時金の額） 第9条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 (1)前条第1項第1号に該当する者については、加入員期間及び一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ、別表第8に定める額。 (2)前条第1項第2号に該当する者については、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額並びに既に加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める額。</p>
昭和 2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0																																								
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86																																								
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72																																								
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58																																								
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44																																								
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31																																								
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17																																								
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954																																								
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854																																								
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762																																								
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662																																								
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569																																								
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469																																								
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377																																								
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978																																								
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890																																								
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802																																								
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722																																								
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642																																								
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562																																								

新	旧
<p>た期間(第55条の2の規定により第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止されていた期間を含む。)に<del>応じ、別表第6に定める額。</del></p> <p>(3)前条第2項及び第3項に該当する者については、<del>連合会の規約の定めるところにより計算した一時金の額。</del></p> <p>日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約(平成15年3月31日認可)附則(給付に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、前2項の規定により計算された基本年金額に基づいて<u>第47条第3項の規定を適用して計算した額とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第79条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第47条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間(以下「減額対象期間」という。)の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第47条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該期間の月数で除した額に1,000分</u></p>	<p>(3)前条第2項及び第3項に該当する者については、<del>連合会の規約の定めるところにより計算した一時金の額。</del></p> <p>日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約(平成15年3月31日認可)附則(給付に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、前2項の規定により計算された基本年金額に基づいて<u>第47条第2項の規定を適用して計算した額とする。</u></p>

新	旧
<p><u>の5. 4 8 1 (別表第1 1の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。) を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</u></p> <p><u>(2) 減額対象期間のうち平成1 5年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該期間の月数で除した額に1, 0 0 0分の7. 1 2 5 (附則別表第1の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。) を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</u></p> <p><u>2 法第2 6条第1項に該当する者の前項における減額相当額の算定の基礎となる報酬標準給与の決定方法については、法第2 6条の規定の例による。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 改正後の規約において、第4 7条第4項、第5 5条第3項並びに第4項 (第5 9条で準用する場合を含む。) 及び第5 5条の3 (第5 9条の3で準用する場合を含む。) の規定は、平成1 9年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第4 4条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成1 5年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第4 7条第4項中「第1項又は第2項」とあるのを「第1項、第2項又は日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約 (平成1 5年3月3 1日認可) 附則第3条第2項若しくは第3項」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	

新

旧

附則別表第1

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和 2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.04
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.230

